

育成選手規程

(目的)

第1条 本規程は、将来の強化指定選手の育成を目的として、育成選手の選考基準およびランク別の位置づけ・競技力向上のサポートを明確にすることを目的とする。

(対象)

第2条 対象者は次の項目のすべてを満たす者とする。

- (1) 一般社団法人全日本ろう者空手道連盟（以下「JDKF.」という）の選手会員であること。
- (2) JDKF. が指定する国内競技大会および合宿への参加意思が強い選手であること。
- (3) 将来デフリンピック出場を目指している選手であること。
- (4) JDKF. および公益財団法人全日本空手道連盟(以下「全空連」という。)が主催する大会および全空連加盟団体が主催する大会に出場し、良好な成績を収めた者であること。

(育成選手の決定)

第3条 次の項目により育成選手の決定を行う。

(1) 育成選手の決定

育成選手は、選手自らが第2条の証明となるものを当連盟所定の申請書（年度更新）を添えて強化事業委員会に提出する。強化事業委員長が事実を確認して当法人理事会に報告する。または強化事業委員長が推薦したい選手に強化合宿への参加意志を求め、合宿での行動や状況を把握し、理事会（強化指定選手である役員は除く）にて決定する。

(2) 育成選手の推薦

第2条（4）に掲げた大会などにより上位成績を収めた場合、推薦することができる。

(3) 育成選手の追加

第2条（4）に掲げた大会などにより、自ら申請した時、推薦された選手が申請した時、（1）の手順により追加することができる。

(4) 育成選手の取り消し

第4条における育成選手の遵守事項を守らなかった場合は、強化事業委員長が理事会（育成選手である役員は除く）に報告し、協議の結果、指定を取り消すことがある。

(遵守事項)

第4条 育成選手は以下を遵守しなければならない。

- (1) ろう空手道に関わる者として、コミュニケーションを大切にし、相手を尊重すること。
- (2) 意思疎通のための努力を怠らないこと。（日本手話、筆談等）
- (3) 挨拶を如何なる時でも常に意識し、笑顔で接し、全てへの挨拶を心がけること。
- (4) 指導者やスタッフ、チームメイト、支援者に対し、常に感謝の意を持ち、尊重する。
- (5) 利用する施設に入退室する時は必ず一礼すること。

(育成選手ランクの定義)

第5条 ランクは、選手の競技実績および将来的な成長の見込みをもとに総合的に判断される指標となる。以下に各ランクの特徴と位置づけを補足する。

ランク	定義	主な基準
SS	育成選手の最上位。国際大会での活躍が期待され、強化指定選手候補となる実力を持つ。	① S～Bすべてを備えている ② 大会に積極的に参加している ③ 強化指定選手と合同稽古ができるレベル
S	心技体においてSランク同等以上の評価を有し、強化合宿に継続して参加している選手。	① 心技体評価Sランク以上 ② 強化合宿に複数回参加しており、常時強化対象として評価されている ③ 大会に積極的に参加している
A	意欲的に取り組み、技術・精神両面での成長が見られ、今後の伸びしろが期待される選手。	① 心技体評価Aランク以上
B	育成の初期段階にある選手。強化合宿などへの参加を通じて、レベルアップと成長を図る選手。	全ての選手はこの段階からスタートする

(選考基準)

第6条 年度ごとに選考を行い、ランクを決定する。

(1) 選考は以下の要素を考慮して総合的に判断する。

(ア)技術面：形・組手両方の技術、応用力、基本動作

(イ)精神面：礼儀・態度・継続的な努力・チームへの貢献

(ウ)出席率：強化合宿、講習会への参加率

(エ)将来性：身体能力・成長の可能性・意欲

(2) 特別推薦枠を設ける場合がある。

(ランクの見直し)

第7条 年に1回、ランクの見直しを行う。成績不振・活動状況・健康状態等により、ランクの昇格・降格・選外となる場合がある。

附 則

本規程は2025年4月1日から施行する。